

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成20年 7月 25日
国立大学法人東京海洋大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、平成20年度からの温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の本格的な実施に向け、環境配慮型契約を推進するための体制を整備するなどの取組を行った。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

- 平成19年12月27日に霞が関の第5合同庁舎で開催された「環境配慮契約法 基本方針全国説明会」に、関係職員を参加させた。
- 環境配慮契約を推進するための国立大学法人東京海洋大学の体制として、既に設置されている「契約方法見直し検討WG」の目的・構成を見直すと同時に、所要の改正を行い対応することとした。（別紙1参照）
- 建築物の環境保全性能を向上させることに配慮した契約とする。

平成20年7月25日
事務局 長 決 定

契約方法見直し検討WGの設置について(改正)

1. 目 的

平成19年12月7日閣議決定「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」及び、平成19年12月26日付け文部科学省高等教育局長通知「随意契約の適正化の一層の推進について」を受け、本学における契約方法等の見直しを行う。

2. 検討事項

- (1)温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関して必要な事項
- (2)随意契約の適正化の推進について必要な事項
- (3)その他

3. WGの構成

議 長 事務局 長

副議長 財務部長

委 員 財務部各課長

図書館事務長

契約担当係長

4. 会議

会議は必要に応じて随時開催し、議長が主催する。

5. 庶務

会議の庶務は、関係課等の協力を得て、財務部経理課及び施設課において処理する。

6. 情報提供並びに報告

制度の趣旨・概要について教職員に情報提供すると共に、契約方法等の見直しの結果については、部課長会に報告する。